

第 8 回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 8 月 1 5 日（金）

場 所 市役所 4 階 4 0 1 大集会室

議事日程

議案第 1 号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について（申請件数 2 件）

議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
（申請件数 1 件）

議案第 3 号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について
（申請件数 2 件）

議案第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について
（申請件数 3 件）

議案第 5 号 市民農園整備運営計画の承認について
（申請件数 1 件）

報告第 1 号 農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 4 件）

応召委員（13 名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村真由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席
した者（事務局）

事務局 長	鳥海 純子
事務局次長	井上 ひとえ
事務局	川島 一利

午後 4 時 5 分開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

異議なしと認め、2番乙幡昇治委員と8番大口貴司委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

はじめに、第5号議案「市民農園整備運営計画の承認について」でございますが、計画に変更が生じる関係で、今回は取下げとし、改めて次回に上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成18年10月15日に相続し、前回調査は、令和4年7月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和3年12月2日に相続し、適用年月日は、令和4年8月30日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

本日、午後 1 時 30 分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①は作付け準備中、②③は梅が栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①はサツマイモ、サトイモ、一部作付け準備中、②はトマト、ネギ、一部作付け準備中、③④⑤は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

3 番
(峰岸 豊君)

申請番号 1 番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

それでは、申請番号 2 番でございますが、私から報告します。

申請番号 2 番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願

		について」は、証明書の発行をしたいと思います。 御異議ございませんか。
委	員	異議なし。
議	長 (加藤 武君)	ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事	務 局 (井上ひとえ君)	それでは御説明いたします。 議案第 2 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1 件申請がございました。 申請番号 1 番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和 7 年 1 月 5 日、申請人の父の死亡より、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。 以上でございます。
議	長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。 それでは宮崎部会長、よろしく願いいたします。
6	番 (宮崎 義憲君)	議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。 申請番号 1 番の農地でございますが、作付け準備中でした。 現地は、適正に管理されており問題はないようでした。 以上のことから、議案第 2 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。
議	長 (加藤 武君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

5 番
(比留間 望君)

はい、比留間望委員。

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。若干雑草があるところがありましたが、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」につきましては、証明書の発行をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

事務局より説明いたします。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号）第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は賃貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日までの10年間でございます。

なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料に記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は賃貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和7年9月1日から令和27年8月31日までの20年間でございます。

なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料に記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はサトイモ、一部作付け準備中、②はネギ、ニンジン、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

1番の申請人については、以前は当市の認定新規就農者で、これから認定農業者の申請を行う予定で、問題はないかと思えます。

申請番号2番の農地でございますが、①②③は作付け準備中、④は苗が栽培されておりました。

①②③は農地としての利用が認められない部分があり、農地としての利用が確認できしだい承認してよろしいかと思えます。④は、適正に管理されており問題はないようでした。

2番の申請人については、個人（親）から法人（子供）に利用権を設定し農業経営を引き継ぐもので、問題はないかと思えます。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、乙幡委員。

2 番
(乙幡 昇治君)

申請番号 1 番の農地でございますが、現地を確認しております。

肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 2 番の農地でございますが、現地を確認しております。

一部は問題ないと思われませんが、土地利用部会長の報告のとおり、農地としての利用が確認できしだい承認してよろしいかと思えます。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 3 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」の申請番号 1 番については、承認をしたいと思います。申請番号 2 番は、一部問題があると思われしますので、指導をしたうえで、その後確認ができましたら、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、申請番号 1 番は承認することとし、申請番号 2 番は確認後承認することといたします。

次に、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、3 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 4 号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が 3 件ございました。

申請番号１番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年１０月１日から令和１７年９月３０日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定新規就農者でございます。

申請番号２番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年１０月１日から令和１７年９月３０日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の地域計画の担い手で瑞穂町の認定農業者の方でございます。

申請番号３番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年１０月１日から令和１７年９月３０日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号２番の方と同じでございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告させていただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

６番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第４号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、３件あります。

申請番号１番の農地でございますが、作付け準備中でし

議長
(加藤 武君)

た。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号 1 番の申請人については、当市の認定新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。

申請番号 2 番の農地でございますが、①②は、サツマイモが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

2 番の申請人については、地域計画の担い手として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。

申請番号 3 番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号 3 番の申請人については、2 番と同じ方で、問題はないかと思われます。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告します。申請番号 1 番から 3 番の農地でございますが、現地を確認しております。

肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 4 号につきましては、承認をすることといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、4 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番が駐車場、3番、4番が住宅用地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、乙幡委員。

2番
(乙幡 昇治君)

申請番号1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

はい、峰岸委員。

3番
(峰岸 豊君)

申請番号2番の申請地につきまして、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

それでは、私から報告いたします。

申請番号3、4番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございますか。

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第8回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 2 6 分 閉会

【議案第 3 号に係る追加審議分 8 月 2 2 日（金）開催】

出席者

委員 2 番 乙幡 昇治 8 番 大口 貴司
1 3 番 加藤 武
事務局次長 井上 ひとえ

議長
(加藤 武君)

それでは、8 月 1 5 日に開催いたしました総会において、再度現地確認を行うことになった議案第 3 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」の 2 番について、現地確認をいたしました。

現地の状況は、申請者の作付け作物が営農できる状態となっていることを確認いたしました。

委員

本日同席した委員の方からご意見等はございますか。

委員

問題ないかと思います。

議長
(加藤 武君)

問題ないかと思います。

それでは、議案第 3 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」の 2 番については、承認をしたいと思います。

委員

御異議ございませんか。

議長
(加藤 武君)

異議なし。

以上で、8 月 1 5 日開催に係る追加現地確認及び審議は終了いたしました。

大変お疲れさまでした。

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和7年8月15日及び22日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩